

社会保障財政方式の改革をめぐる 政府および労組の攻防



(フランス)

I

フランスの2大労組、CGTおよびCFDTは最近、「真の社会保障をめざして」と称する共同綱領を採択し、政府が被用者の社会保障制度に対する幅の広い新たな攻撃を準備しつつあるという考え方を明らかにした。

これらの労組は現在においても、社会保障改革に関する1967年8月の大統領令(本誌No.1参照)を断固として拒否している。労組の意見によると、この大統領令は、社会保障制度を企業主と政府の手元に引き渡し、手も足も出ないような状態にしたものにはかならない。現在これら大労組が非常に警戒の念を抱いているのは、首相が今年に入ってから幾度

となく示唆した社会保障の財政方式改革および機構統一に関する提案である。

この点に関する首相の発言は何度もなされているが、さる4月11日国民議会における施政方針演説を例にとると、次のような声明を指摘することができる。

「とくにわれわれは、社会保障の財政方式全体を早急に再検討する必要がある。なぜなら、労働力をとくに多数使用する企業が社会保障費を過重に負担しているという問題を別にしても、各種制度の財政方式の改革と調整を実行しない限り、社会的給付の一本化ということは不可能だからである。政府は、この困難な領域において、大胆な改革にとりかかることを決定した。この改革の結果、社会保障費の一部を租税収入によって負担することになっても、あえていとわない覚悟である。」

以上のように首相の発言は、具体的なものではない。財政方式に何らかの改革を加えようという意図は明らかであるが、その具体的な方策として国庫負担を当面の課題とするという主旨の発言では決してない。上記の演説の他の箇所に次のような声明があるところから察すると、首相の真意はむしろ、社会保障費用の過重負担に悩む企業の救済にあるのではないかと思われる。すなわち首相は、最低賃金を7月1日より月額1,000 フランに引き上げる方針を明らかにした上で、次のように述べている。「しかし最低賃金の改善が、失業の増大という結果を招いたのでは何にもならない。したがって、この改善は苦しい立場にある企業に、さらに新たな負担をもたらすものであってはならず、全国民の努力によって達成されるものでなければならない。そのため、社会的費用の分担を改正する法案が、議会に提出されることになろう。現在の制度は、賃金負担率がとくに重い企業に対して、

過度の重圧を及ぼしている。」

しかし一般には、首相の発言は社会保障費用の国庫負担化 (Fiscalisation) をめざす提案だと受けとられており、さまざまな議論がなされている。

II

いずれしても、政府は少なくとも今年中には何らかの具体案を示してくるものと思われる。2大労組は、この政府のイニシアチブの先手をとってさきに述べた共同綱領という形で逆襲の矢を放ったわけである。この綱領は他の労組および共済組合連合会へ通知された後、野党各派へ提示されることになっている。労組側の主たる目的は、社会保障の問題をめぐって大衆闘争を組織化するためのキャンペーンを開始することにある。

共同綱領の中味そのものには、大した新味はなく、これまでにも幾度も提唱された次のような提案がくり返されているに過ぎない。

- ・ 疾病保険=診療費の80%および100%償還制への復帰。長期疾病および老人医療の一部負担金全額免除。第3者払い制の推進と普及。賃金と同額の傷病手当金の保

証。

- ・ 家族給付=手当額の33%引上げ。賃金スライド制の実施。家族扶養負担の全面的補償。
- ・ 退職年金=年金額を60歳で基準賃金の75%とすること。年金の最低保障額を最低賃金の80%に引上げ。
- ・ 財政方式=1971年度で130億に上る「不当負担」の国家による返済。使用者拠出金の滞納30億フランの早期徴収。薬剤に対する付加価値税の廃止。使用者拠出金の増額

と配分の適正化。被用者の社会保障制度財政に対する国庫負担。

以上のような提案を行った後、次のように述べている。「これらの諸目標が実現し、かつこれと併行して、非被用者制度の調整と統一化がなされれば、全国民に、社会的事故に対する充分な保障を与えることのできる統一的な制度を樹立する道が開けてくる。」

Le Monde, 25 juillet, 12 avril 1973.

(平山 隼 国立国会図書館)

人口と社会の福祉



(西ドイツ)

西ドイツの連邦人口問題研究所は、連邦青少年・家族・保健省の委託による調査結果を発表したが、研究所長 Hermann Schubnell は

この結果について次のように解説している。

1960年から1972年にかけて連邦共和国の人口は5,540万人から6,170万人と約6百万人、